様式第三号を次のように改める。

様式第3号（第2条関係）（表面）　　（日本工業規格A列4）

障害者任免状況通報書

機関名　　平成　　年 6 月 1 日 現在

A 任免状況

① 職員の数（〔注意〕2、3参照）			② 除外職員の数（〔注意〕3、4参照）			③ 旧除外職員の数（〔注意〕3、5参照）			
a 職員の数（短時間勤務職員を除く）	b 短時間勤務職員の数	c 職員の総数 = a+b×0.5	d 除外職員の数（短時間勤務職員を除く）	e 短時間勤務除外職員の数	f 除外職員の総数 = d+e×0.5	g 旧除外職員の数（短時間勤務職員を除く）	h 短時間勤務旧除外職員の数	i 旧除外職員の総数 = g+h×0.5	
人	人	人	人	人	人	人	人	人	

④ 身体障害者、知的障害者又は精神障害者である職員の数（〔注意〕3、6参照）

(イ) 重度身体障害者	(ロ) 重度身体障害者以外の身体障害者	(ハ) 重度身体障害者である短時間勤務職員	(ニ) 重度身体障害者以外の身体障害者である短時間勤務職員	(ホ) 身体障害者の数 =(イ)×2+(ロ)+(ハ)+(ニ)×0.5	(ヘ) 重度知的障害者	(ト) 重度知的障害者以外の知的障害者	(チ) 重度知的障害者である短時間勤務職員	(リ) 重度知的障害者以外の知的障害者である短時間勤務職員	(ヌ) 知的障害者の数 =(ヘ)×2+(ト)+(チ)+(リ)×0.5	(ル) 精神障害者	(ヲ) 精神障害者である短時間勤務職員	(ワ) 精神障害者の数 =(ル)+(ヲ)×0.5
人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )

B 上記に基づく計算

⑤ 現在設定されている除外率（〔注意〕7参照）	⑥ 基準割合 ={③i/(①c−②f)}×100（〔注意〕8、9参照）	⑦ ⑥に基づく除外率（〔注意〕10参照）	⑧ 適用される除外率（〔注意〕11参照）	⑨ 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員の数 =①c−②f−{(①c−②f)×⑧}（〔注意〕12参照）	⑩ 障害者計 =④(ホ)+④(ヌ)+④(ワ)（〔注意〕13参照）	⑪ 実雇用率 =(⑩/⑨)×100（〔注意〕14参照）	⑫ 法定雇用障害者数を達成するために採用しなければならない身体障害者、知的障害者又は精神障害者の数（〔注意〕15参照）
%	%	%	%	%	%	%	%

C 障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる種類別の身体障害者数

区分		人数	区分		人数	区分		人数
視覚障害者	第1号イに該当する者	人	聴覚又は平行機能障害者	第2号ハに該当する者	人	肢体不自由者	第4号ハに該当する者	人
	第1号ロに該当する者	人		第2号ニに該当する者	人		第4号ニに該当する者	人
	第1号ハに該当する者	人	音声機能、言語機能又はそしゃく機能障害者	第3号イに該当する者	人		第4号ホに該当する者	人
	第1号ニに該当する者	人		第3号ロに該当する者	人		第4号ヘに該当する者	人
聴覚又は平衡機能障害者	第2号イに該当する者	人	肢体不自由者	第4号イに該当する者	人	内部障害者	第5号に該当する者	人
	第2号ロに該当する者	人		第4号ロに該当する者	人			

障害者の雇用の促進等に関する法律施行令第8条の規定により、上記のとおり通報する。

平成　　年　　月　　日

厚生労働大臣
都道府県労働局長　殿

任命権者の官職及び氏名
記名押印又は署名